

# 石川県公報

平成 31 年 3 月 20 日 (水曜日)

号 外

(第 1 4 号)

## 目 次

<b>規 則</b>			
○石川県立能楽堂条例施行規則等の一部を改正する規則 (財 政 課)	1	○石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (生産流通課)	24
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)	9	○石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の 一部を改正する規則 ( 同 )	24
○石川トライアルセンター条例施行規則の一部を改正す る規則 (産業政策課)	9	○石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水 道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を 改正する規則 (水道企業課)	26
○石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改 正する規則 ( 同 )	11	○石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (出 納 室)	26
○いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の 一部を改正する規則 ( 同 )	22		

## 規 則

石川県立能楽堂条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三号

石川県立能楽堂条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川県立能楽堂条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県立能楽堂条例施行規則(昭和四十六年石川県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「費」を「森」に、

計					
※特設舞台			10,800円		

「計」に改める。

別記様式第二号中「費」を「森」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「費」を「森」に改め、「特設舞台」を削る。

第二条 石川県立能楽堂条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中	円	円	円	円	を	円	円	円	円
	9,720	11,320	12,960	27,520		9,900	11,540	13,200	28,040
	6,480	8,080	9,720	19,440		6,600	8,240	9,900	19,800
	6,480	8,080	9,720	19,440		6,600	8,240	9,900	19,800
	4,320	5,920	7,560	15,120		4,400	6,040	7,700	15,400
	6,480	8,080	9,720	19,440		6,600	8,240	9,900	19,800
	4,320	5,920	7,560	15,120		4,400	6,040	7,700	15,400
	4,840	6,480	8,080	16,200		4,940	6,600	8,240	16,500
	3,240	4,840	6,480	12,960		3,300	4,940	6,600	13,200
	1,080	1,600	2,680	4,840		1,100	1,640	2,740	4,940

3,240	4,320	5,400	10,800
			4,320円
( 点)			3,240円

3,300	4,400	5,500	11,000
			4,400円
( 点)			3,300円

に改める。

(石川県立音楽堂条例施行規則の一部改正)

第三条 石川県立音楽堂条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
一〇、四七〇円
六、二八〇円
一〇、四七〇円
三二〇円
三、一四〇円
一、三六〇円
六二〇円
三、一四〇円
三、一四〇円
一〇、九五〇円
一〇、四七〇円
六、二八〇円
三六〇円
一六〇円
四一〇円
一五〇円
一〇〇円
一〇〇円
一五〇円
一五、七一〇円
七、三三〇円
一〇、九五〇円
一〇、四七〇円
三三、五二〇円
一三、〇四〇円
一三、五七〇円
三二〇円
四七〇円
四七〇円
四七〇円
一、七二〇円
一〇〇円
四、七一〇円
三、一四〇円
一、九三〇円
一、二五〇円
八三〇円

11' 七10E
1' 1150E
1' 1150E
1' 1150E
1' 1150E
1' 1150E
1' 1150E
11' 一四0E
1' 〇四0E
八三0E
1' 〇四0E
1' 五七0E
11' 〇九0E
1' 〇四0E
11' 一四0E
1〇' 四七0E
五' 1130E
11' 四二0E
1' 1150E
1' 1150E
1〇' 四七0E
1八' 八五0E
1〇' 四七0E
1〇' 四七0E
11' 〇九0E
三10E
三六0E
五' 1130E
11' 〇九0E
11' 〇九0E
11' 〇九0E
六10E
四10E
11' 〇九0E
六10E
三10E
三10E
1100E
1100E
六10E
三10E
11' 六10E
五10E
11六0E
11' 〇九0E
11' 〇九0E
1' 〇四0E
1' 〇四0E

1' 〇四〇円
1' 〇四〇円
1' 〇四〇円
1' 三六〇円
六二〇円
七' 三三〇円
八' 三八〇円
二' 〇九〇円
一' 五七〇円
八' 三八〇円
一' 二五〇円
六四' 九五〇円
五二' 三八〇円
二七' 一三〇円
一〇〇円
三二〇円
四七〇円
一' 二五〇円
七三〇円
九四〇円
二' 六一〇円
一' 四六〇円
二' 〇九〇円
七三〇円
五二〇円
七三〇円
一' 二五〇円
一' 二五〇円
二' 七二〇円
一' 〇四〇円
一〇〇円
四' 七一〇円
三' 一四〇円
二' 〇九〇円
一' 二五〇円
八三〇円
二' 七二〇円
三' 一四〇円
一' 二五〇円
一' 二五〇円
一' 二五〇円
一' 二五〇円
一' 二五〇円
一' 二五〇円
二' 〇九〇円
一' 〇四〇円
八三〇円
三' 一四〇円



10、470円
5、130円
10、470円
1、150円
1、150円
100円
10、470円
31、420円
1、360円
620円
100円
100円
34、570円
2、610円
6、280円
3、140円
10、470円
5、130円
1、150円
2、090円
730円
2、090円
1、150円
1、150円
2、090円

(いしかわ総合スポーツセンターの体力測定機器の使用料の額を定める規則の一部改正)

第四条 いしかわ総合スポーツセンターの体力測定機器の使用料の額を定める規則(平成二十年石川県規則第四号)

の一部を次のように改正する。

本則の表金額の欄を次のように改める。

金 額
730円
360
2、720
1、360
2、720
1、360
3、350
1、670
1、670
830

(石川県青少年総合研修センター条例施行規則の一部改正)

第五条 石川県青少年総合研修センター条例施行規則(平成十四年石川県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

一、〇二〇円
一、〇二〇円
五、一四〇円
二、〇五〇円
二、〇五〇円
一、〇二〇円
一、〇二〇円
一、〇二〇円
一、五四〇円
五一〇円
三〇〇円
二〇、五七〇円

を

一、〇四〇円
一、〇四〇円
五、二三〇円
二、〇九〇円
二、〇九〇円
一、〇四〇円
一、〇四〇円
一、〇四〇円
一、五七〇円
五二〇円
三二〇円
二〇、九五〇円

に改める。

(石川ハイテク交流センター条例施行規則の一部改正)

第六条 石川ハイテク交流センター条例施行規則(平成五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

区 分	単 位	基 準 額
大会議場資料提示設備	V T R	一台 五三〇円
	O H P	一台 四二〇円
	O H Pスクリーン	一台 三二〇円
大会議場音響設備	音響装置	一台 六、五一〇円
	C Dプレーヤー	一台 一一〇円
	カセットデッキ	一台 一一〇円
大会議場附属設備	電動式スクリーン	一台 四一〇円
	レーザーポインター	一本 一〇〇円
会議室附属設備	音響装置	一式 一、二八〇円
	液晶プロジェクター	一台 一、〇六〇円
	移動ステージ	一式 五三〇円
	V T R	一台 五三〇円
	電動式スクリーン	一台 四一〇円
	金びょうぶ	一式 三二〇円
	カセットデッキ	一台 一一〇円
	O H P	一台 一一〇円
	O H Pスクリーン	一台 一〇〇円
	レーザーポインター	一本 一〇〇円
	特設音響装置	一式 一、六二〇円

別記様式第二号中

<input type="checkbox"/> 録音機器	
<input type="checkbox"/> CDプレーヤー	
<input type="checkbox"/> カセットデッキ	
<input type="checkbox"/> 音響装置	
<input type="checkbox"/> スライドプロジェクター	
<input type="checkbox"/> 電動式スクリーン	
<input type="checkbox"/> レーザーポインター	

を

<input type="checkbox"/> 音響装置	
<input type="checkbox"/> CDプレーヤー	
<input type="checkbox"/> カセットデッキ	
<input type="checkbox"/> 電動式スクリーン	
<input type="checkbox"/> レーザーポインター	

に

<input type="checkbox"/> スライドプロジェクター	
<input type="checkbox"/> 電動式スクリーン	
<input type="checkbox"/> 金びょうぶ	
<input type="checkbox"/> 跳ね返りスピーカー	
<input type="checkbox"/> カセットデッキ	
<input type="checkbox"/> OHP	
<input type="checkbox"/> OHPスクリーン	
<input type="checkbox"/> レーザーポインター	

を

<input type="checkbox"/> 電動式スクリーン	
<input type="checkbox"/> 金びょうぶ	
<input type="checkbox"/> カセットデッキ	
<input type="checkbox"/> OHP	
<input type="checkbox"/> OHPスクリーン	
<input type="checkbox"/> レーザーポインター	
<input type="checkbox"/> 特設音響装置	

に改める。

(石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則の一部改正)

第七条 石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則(平成九年石川県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
六、四九〇円
六、二八〇円

(石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部改正)

第八条 石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則(平成九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
四一〇円
三一〇円
一〇〇円
一、八八〇円
三一〇円
八三〇円
三一〇円
一〇〇円
七三〇円
四一〇円
五二〇円
三一〇円
六二〇円

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例施行規則の一部改正)

第九条 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例施行規則(平成十三年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
一九、三八〇円
一〇、四七〇円
一〇、四七〇円
五、七六〇円
四、七一〇円
二、六一〇円

三二〇円
一〇〇円
一〇〇円
二〇〇円
七三〇円
二〇〇円
一〇〇円
一〇〇円
二六〇円
一〇〇円
一〇〇円

(石川県立産業技術専門学校条例施行規則の一部改正)

第十条 石川県立産業技術専門学校条例施行規則(昭和四十八年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二金額の欄を次のように改める。

金 額
三、一一〇円
一、四七〇円
一、〇〇〇円
四五〇円
四二〇円
二四〇円
四五〇円
三三〇円

(家畜保健衛生手数料に関する規則の一部改正)

第十一条 家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表一の項中「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表二の項中「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一五〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九四〇円」に改め、同表三の項中「七、三三〇円」を「七、四七〇円」に、「三、二二〇円」を「三、一九〇円」に、「九八〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同表四の項中「二四〇円」を「二五〇円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に改め、同表五の項中「三八〇円」を「三九〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八一〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七七〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、三五〇円」を「二、三九〇円」に改め、同表六の項中「七五〇円」を「七六〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に改め、同表七の項中「一、七六〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表八の項中「三、六〇〇円」を「三、六六〇円」に改める。

(金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則の一部改正)

第十二条 金沢競馬場厩舎及び宿舎管理規則(昭和四十七年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「千八十円」を「千百円」に、「千二百八十円」を「千三百十円」に改める。

(金沢競馬場管理規則の一部改正)

第十三条 金沢競馬場管理規則(昭和六十一年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一項の表一の項中「九万七千二百円」を「九万九千円」に、「十万八千円」を「十一万円」に改め、同表二の項中「二千六百八十円」を「二千七百四十円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に、「七千七百六十円」を「七千九百十円」に、「二万八千円」を「一万千円」に、「一万四千四十円」を「一万四千三百円」に、「一万九千四百四十円」を「一万九千八百円」に改める。

(違法駐車車両を移動した場合の費用の額を定める規則の一部改正)

第十四条 違法駐車車両を移動した場合の費用の額を定める規則(昭和五十一年石川県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一万二百八十円」を「一万四百七十円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第四号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を次のように改める。

- 2 条例第三十二条第三項の規定で定める基準については、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十五号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十四号)第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。）」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和三十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第四号に掲げる施設を除く。）」における検体検査の業務(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)第三十二条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設(施設告示第四号に定める施設に限る。）」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例第三十二条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「条例第三十二条第三項第三号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「条例第三十二条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第三十二条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第三十二条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川トライアルセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第五号

石川トライアルセンター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

五十七 計装化振動試験機	一時間につき	四、二八〇円
--------------	--------	--------

第二条 石川トライアルセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
八五〇円
一、三八〇円
七四〇円
五三〇円
六四〇円
四二〇円
四二〇円
四、四八〇円
一、一七〇円
一、三八〇円
七四〇円
五三〇円
一、〇七〇円
四二〇円
一、九二〇円
九六〇円
六四〇円
四二〇円
五三〇円
四二〇円
四二〇円
四二〇円
四二〇円
四二〇円
四二〇円
四二〇円
四二〇円
五三〇円
四二〇円
五三〇円
四二〇円
四二〇円
三、四二〇円
一、一七〇円
九六〇円
一、七七〇円
一、六五〇円
四、三五〇円
四二〇円
九六〇円
四二〇円
四二〇円
五三〇円

四、一〇〇円
四、一〇〇円
五、三〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
一、八〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
八、五〇〇円
九、六〇〇円
六、四〇〇円
四、一〇〇円
七、四〇〇円
四、一〇〇円
四、三、五〇〇円

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則

第一条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表(5)の項中「3,880円」を「1,850円」に

硬さ試験	ビッカース硬さ、ブリネル硬さ、 ロックウェル硬さ	1 測定	960円	を
	マイクロビッカース硬さ	1 測定	1,610円	
	超微小硬さ	1 測定	1,960円	
硬さ分布試験	1 試料	3,180円 (測定点が10点を超えるときは、 11点目から3点ごとに100円を 加算する。)		

硬さ試験	ビッカース硬さ、ブリネル硬さ、 ロックウェル硬さ	1 測定	960円	に 替 え る 。
	マイクロビッカース硬さ	1 測定	1,610円	
	マイクロビッカース硬さ (高温)	1 測定	4,760円	
	超微小硬さ	1 測定	1,960円	
硬さ分布試験	1 試料	3,180円 (測定点が10点を超えるときは、 11点目から3点ごとに100円を 加算する。)		

硬さ分布試験(高温)	1 試料	9,530円 (測定点が10点を超えるときは、 11点目から3点ごとに600円を 加算する。)
------------	------	--

別表2の表(1)の項中「3,510円」を「3,730円」に改める。

別表3の表(2)の項中「3,510円」を「3,730円」に改める。

別表13の表(1)の項中

回転曲げ疲労試験機	1 時間	510円
-----------	------	------

回転曲げ疲労試験機	1 時間	510円
回転曲げ疲労試験機(高温)	1 時間	650円

三次元造形機用電気炉	1 時間	870円
高温摩耗試験機	1 時間	1,510円
マイクロビッカース硬さ試験機	1 時間	1,380円
微小部X線応力測定装置	1 時間	3,490円

三次元造形機用電気炉	1 時間	870円
レーザー肉盛装置	1 時間	1,820円 (造形物1立方センチメートル当 たり200円を加算する。)
高温摩耗試験機	1 時間	1,510円
マイクロビッカース硬さ試験機	1 時間	1,380円
高温マイクロビッカース硬度計	1 時間	3,870円
微小部X線応力測定装置	1 時間	3,490円
構造最適化システム	1 時間	820円

項中「1,180円」を「1,270円」に改める。

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1の表(1)の項から(7)の項までの金額の欄を次のように改める。

2,640円
2,530円
3,240円
2,530円
2,140円
2,030円
3,690円
7,280円
(1 視野を増し、又は倍率変換をすることにより、1,060円 を加算する。)
2,030円
8,100円
(1 成分を増すごとに1,060円を加算する。)
600円

を

に

を

に改め、同表(3)の



8,590円
〔深さ方向の分析1水準を増すごとに簡単なものは1,110円を、複雑なものは2,320円を加算する。〕
4,290円
7,280円
13,240円
2,030円
710円
3,960円
1,320円
1,880円
5,720円
〔試験時間が1時間を超えるごとに930円を加算する。〕
5,010円
1,590円
2,750円
2,750円
7,170円
1,320円
980円
1,630円
4,840円
1,990円
3,240円
〔測定点が10点を超えるときは、11点目から3点ごとに100円を加算する。〕
9,700円
〔測定点が10点を超えるときは、11点目から3点ごとに610円を加算する。〕
2,640円
3,700円
1,920円
1,920円に6箇所目から1箇所ごとに320円を加算した額
2,640円
2,640円に6箇所目から1箇所ごとに420円を加算した額
1,320円
2,250円
4,080円
7,880円
1,320円
1,320円
3,960円
1,320円
〔測定箇所が10箇所を超えるときは、11箇所目から5箇所ごとに210円を加算する。〕

2,970円
2,970円に51枚目から10枚ごとに210円を加算した額
9,800円
2,870円
1,320円
4,510円
1,870円

別表1の表(8)の項中「17,800円」を「18,120円」に改める。  
 別表2の表金額の欄を次のように改める。

金 額
1,320円
1,320円
1,080円
1,080円
1,080円
1,080円
1,080円
1,320円
1,820円
1,820円
1,820円
1,820円
1,820円
1,820円
1,820円
1,820円
2,400円
2,640円
1,820円
2,030円
2,140円
1,820円
1,080円
2,530円
2,140円
1,320円
1,320円
1,320円
1,320円
1,320円
1,080円
1,320円
1,080円
1,320円
1,320円
1,210円
1,320円
1,590円

1,590円
1,320円
1,420円
2,430円
5,960円
1,420円
7,280円
〔1 視野を増し、又は倍率変換をするごとに1,060円〕 を 加算する。〕
2,030円
600円
8,100円
〔1 成分を増すごとに1,060円を加算する。〕
2,140円
3,360円
370円
3,630円
7,060円
2,530円
3,630円
3,790円
6,620円
880円
2,030円
2,030円
1,080円
2,030円
3,360円
6,560円
13,130円
26,220円
1,320円
1,920円
880円
1,080円
710円
1,820円
880円
880円
1,820円
1,820円
1,820円
880円
1,700円
1,320円
2,030円
1,820円

2,640円
3,580円
5,810円

別表3の表金額の欄を次のように改める。

金 額
2,250円
3,240円
(めっき層が1層を超えるときは、2層目から1層ごとに170円を加算する。)
4,120円
600円
(5試料を超えるときは、6試料目から1試料ごとに40円を加算する。)
710円
(5試料を超えるときは、6試料目から1試料ごとに50円を加算する。)
7,540円
980円
3,360円
3,790円
6,620円
4,290円
9,210円
3,540円
5,340円
4,260円
13,590円
1,080円
1,310円
2,290円
2,230円
4,050円
980円
1,450円
2,730円
2,820円
4,350円
1,700円
600円
980円
5,810円
1,770円
6,230円
10,780円

2,020円
(20時間を超えるときは、1時間を超えるごとに100円を加算する。)
4,050円
(20時間を超えるときは、1時間を超えるごとに190円を加算する。)
3,960円
1,590円
2,430円
3,960円
4,410円
3,690円
7,280円
9,930円
13,130円
13,210円
15,540円
1,320円

別表4の表金額の欄を次のように改める。

金 額
4,790円
3,880円
5,350円
3,360円
3,360円
1,920円
2,690円
5,300円
2,140円

別表5の表金額の欄を次のように改める。

金 額
3,960円
5,230円
9,210円
1,590円
1,590円
1,320円
4,690円
9,210円
3,960円
4,690円
2,640円
3,960円
2,970円
4,820円

9,620円
3,240円
3,690円
9,210円
7,880円
1,320円
5,740円
17,780円
1,080円
7,280円
〔1 視野を増し、又は倍率変換をするごとに1,060円〕 を加算する。〕
2,030円
8,100円
〔1 成分を増すごとに1,060円を加算する。〕
600円
3,680円

別表6の差金額の欄を次のように改める。

金 額
1,590円
1,590円
1,210円
1,320円
1,080円
1,080円
1,320円

別表7の差金額の欄を次のように改める。

金 額
2,250円
42,080円
7,020円
9,820円
21,420円
2,250円

別表8の表中「1,390円」を「1,420円」に改める。

別表9の表中「1,990円」を「2,030円」に改める。

別表10の表中「2,100円」を「2,140円」に、「690円」を「710円」に改める。

別表11の表中「1,290円」を「1,320円」に改める。

別表12の表中「2,700円」を「2,750円」に改める。

別表13の差金額の欄を次のように改める。

金 額
1,210円
1,320円
2,640円

1,080円
1,860円
2,110円
750円
410円
1,720円
670円
880円
520円
660円
760円
580円
1,020円
330円
360円
890円
1,160円
2,590円
6,500円
610円
360円
390円
1,840円
3,130円
1,790円
2,050円
520円
1,740円
380円
7,800円
4,850円
7,510円
600円
680円
2,290円
2,290円
1,520円
1,010円
2,670円
1,440円
[造形物1立方センチメートル当たり40円を加算する。]
1,520円
[造形物1立方センチメートル当たり70円を加算する。]
3,460円
[造形物1立方センチメートル当たり200円を加算する。]
2,620円
1,010円

880円
1,850円
[造形物1立方センチメートル当たり200円を加算する。]
1,530円
1,400円
3,940円
3,550円
830円
630円
24時間を超える場合は、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。
ア 24時間を超え50時間以下の場合 260円
イ 50時間を超え200時間以下の場合 200円
ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 170円
700円
24時間を超える場合は、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。
ア 24時間を超え50時間以下の場合 290円
イ 50時間を超え200時間以下の場合 220円
ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 180円
2,470円
690円
3,910円
1,240円
2,100円
2,620円
1,330円
1,050円
900円
750円
740円
1,040円
820円
620円
580円
570円
700円
550円
530円
530円
6,240円
920円
360円
560円
480円
490円
1,960円



1,510円
530円
2,900円
1,480円
7,070円
1,730円
2,340円
7,570円
490円
490円
490円
490円
490円
490円
600円
490円
490円
490円
490円
600円
710円
490円
600円
490円
930円
4,740円
1,470円
830円
750円
2,260円
770円
1,760円
1,140円
6,080円
3,150円
1,000円
850円
840円
4,810円
2,490円
1,290円
1,730円
1,100円
4,150円
1,380円
4,310円
700円

1,450円
1,630円
600円
600円
710円
710円
710円
710円
1,210円
1,640円
3,420円
880円
1,540円
1,080円
520円
1,030円
600円
1,150円
1,520円
1,300円
700円
2,510円
3,060円
1,070円
940円
730円
630円
2,470円
3,060円
490円
1,460円
1,740円
560円
1,220円

別表14の表中「1,670円」を「1,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県規則第七号**

いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則（平成二十三年石川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

三十八 ブレーダ装置	一、八九〇円
------------	--------

第二条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部を次のように改正する。  
別表金額の欄を次のように改める。

金 額
三六、九九〇円
二九、三四〇円
二三、二五〇円
七三〇円
二、六七〇円
一〇、七九〇円
九、二二〇円
一、六四〇円
三、〇三〇円
七、三一〇円
四、四一〇円
五、一五〇円
三、四二〇円
三、九七〇円
二、八八〇円
四、八七〇円
三、九〇〇円
一、二二〇円
六七〇円
一、五一〇円
一、二二〇円
二、〇八〇円
五、六四〇円
二、八三〇円
一、五〇〇円
一、三八〇円
四、八九〇円
三、八六〇円
一、三九〇円
八七〇円
三、五一〇円
二、五九〇円
三、二七〇円
七六、一九〇円 (百時間を超えるときは、 一時間を超えるごとに七 〇〇円を加算する。)
一、三五〇円
三、一九〇円
四、三一〇円
二、九四〇円

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

石川ウッドセンター条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 石川ウッドセンター条例施行規則(平成三年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表木材加工機械の部に次のように加える。

パネルソー	一時間につき	四四〇円
-------	--------	------

第二条 石川ウッドセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表木材用強度試験機の部及び木材加工機械の部金額の欄を次のように改める。

一、六〇〇円
六、七二〇円
一、〇〇〇円
三、七二〇円
六三〇円
五二〇円
六四〇円
五三〇円
七〇〇円
一、〇六〇円
七四〇円
五三〇円
五三〇円
一、三八〇円
一、六〇〇円
三二〇円
八五〇円
四二〇円
二二〇円
五、六三〇円
四、三七〇円
四四〇円

別表測定機器の部色差計の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同部表面粗さ計の項中「五一〇円」を「五三〇円」に改め、同部デジタル変角光沢計の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改め、同部恒温恒湿器の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の一部を改正する規則

第一条 石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則(平成十五年石川県規則第二十号)の一部を次のように

改正する。

別表5の表木材乾燥試験(3立方メートル以上)の項を次のように改める。

木材乾燥試験	1日	34,770円
--------	----	---------

第二条 石川県農林総合研究センターの手数料に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1の表金額の欄を次のように改める。

金 額
11,570円
19,100円
15,850円
30,690円
11,570円
23,150円
19,100円
19,100円
19,100円
19,100円
32,700円
21,800円
410円
810円

別表2の表金額の欄を次のように改める。

金 額
12,480円
14,930円
11,800円
13,110円
18,300円
1,930円
18,300円
31,860円
22,150円
12,740円
6,370円
12,740円
6,370円
19,550円
9,770円
2,730円
11,400円

別表3の表中「5,150円」を「5,240円」に改める。

別表4の表中「23,880円」を「24,320円」に、「15,000円」を「15,280円」に、「13,770円」を「14,020円」に、「5,350円」を「5,450円」に改める。

別表5の表中「34,770円」を「35,410円」に、「15,150円」を「15,430円」に改める。

別表6の表中「1,660円」を「1,690円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第四十八号)を次のように改正する。

第二条第一号中「よる」を「基づく」に改め、同条第三号中「又は水道環境」を削る。

第三条第一号中「卒業した」の下に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同条第三号に規定する学校の卒業者」の下に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則第二条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

石川県証紙条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「千分の二十五・九二」を「千分の二十六・四」に改め、同条第二項の表中

千分の二十一・六
千分の十・八
千分の五・四
千分の二・一六
千分の一・〇八

を

千分の二十二
千分の十一
千分の五・五
千分の二・二
千分の一・一

に改め、同条第三項中「千分の二十一・六」を「千分の二十

二」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。